

少人数学級編制の拡充について

1 これまでの取組

本県では公立小学校1年生及び2年生、公立中学校1年生において、独自の学級編制基準を設定し、当時いずれの学年も40人としていた国の標準よりも引き下げた少人数学級編制を実施している。

- 平成14年度から . . . 小学校1年生（30人学級）
- 平成16年度から . . . 小学校2年生（30人学級）
- 平成22年度から . . . 中学校1年生（35人学級）
- 令和2年度 . . . 小学校3年生又は4年生（一部学校での35人学級のモデル校を導入）

2 国の方針について

文部科学省の令和3年度予算案において、法改正により、公立小学校について学級編制の標準を5年かけて、小学2年生から学年進行で35人に計画的に引き下げていく方針が示された。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学年	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

3 今後の方針について

(1) 学級編制基準の改訂

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、本県の現在までの取組を継続しつつ、国の法改正に合わせ、小学校全学年における35人学級編制を段階的に実施する。

（公立小学校）

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
30人学級編制を継続		国の法改正に合わせ 35人学級編制を段階的に実施			

(2) 令和3年度においては、小学校3年生における一部学校での35人学級のモデル校数を拡充する。

(3) 国に対する要望の継続

少人数学級の拡充に伴い、教職員や教室の不足が見込まれることから、これらに対する財政的支援について、今後も国に要望していく。